

《勧告入院に係る医療費について》

新型コロナウイルス感染症により入院した方の経済的負担を軽減するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、医療に関する費用を公費負担することができます。

公費負担を希望される場合は医療機関を通じて、すでに申請書等を御提出いただいておりますので、手続き等は不要です。

1 対象となる費用

- ①診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療
 - ②病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（食事療養費含む）
- ※寝衣・リネン類・個室使用料などは対象外となります

2 一部自己負担額について

患者様ご自身と、生計を一にするご家族の方（①患者②配偶者③患者と生計を一にする絶対的扶養義務者）の市町村民税所得割の額を合算した額が56万4千円を超える場合は、月額2万円（日割）が自己負担額となります。

自己負担額の確認ため、所得証明書等の提出※について御協力をお願い致します。

※ 札幌市以外の自治体により課税されている方のみ。詳細は裏面をご確認ください。

3 公費対象とならない場合

下記のような場合は、入院が続いていても、公費対象外となります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症としての感染性がなくなり、転院や転棟、大部屋への移動をしてからの入院医療費
- ・ 新型コロナウイルス感染症の**後遺症による入院医療費**
- ・ 新型コロナウイルス感染症治癒後の、持病での入院医療費

※ 感染性があると判断される期間(公費の対象となる期間)については入院医療機関にご確認ください。

【この書類や課税証明書(裏面)に関するお問い合わせ】

- ・ 札幌市保健所医療対策室 業務調整係（公費担当） 080-7537-2798/080-7537-2719

裏面も御確認ください

所得証明書等提出のお願い

(札幌市以外の自治体により課税されている皆様へ)

札幌市に住民登録があり本市が課税状況を把握している患者様及び患者様の同一世帯の方につきましては、対象の皆様からの同意をもとに札幌市保健所が課税状況を調査させていただきますが、下記の方については調査対象外となりますので、お手数ですが、札幌市保健所まで下記書類の御提出をお願いいたします。

1 所得証明書等の提出が必要な方

- (1) 基準日^{※1}時点で市外に住民登録がある方
- (2) 基準日^{※1}時点で札幌市に住民登録又は住居があるが、単身赴任等の理由で他自治体により課税されている方 (基準日の考え方は、上記(1)と同じ)

※1 下表のとおり、入院月により基準日及び必要な証明書の年度区分が異なります。

入院月	基準日	証明書の年度区分
令和3年4月～6月	令和2年1月1日時点	令和2年度分
令和3年7月～令和4年3月	令和3年1月1日時点	令和3年度分

2 提出書類

- (1) 生計を一にする者全員分の所得証明書等^{※2・3}

※2 自治体によっては、所得証明書に課税情報が記載されていない場合があります。

お住まいの自治体の担当窓口にて、市町村民税所得割額の記載がある証明書を取得し、御提出いただきますようお願いいたします。

※3 下記書類の写しは所得証明書の代わりに御提出いただくことができます。

- ・ 生活保護受給証明書
- ・ 保護変更決定通知書
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律「本人確認証」

- (2) 生計を一にする者全員分の住民票 (扶養親族の数及び年齢がわかるもの)

3 提出及び問い合わせ先

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目

札幌市保健所医療対策室 業務調整係 (公費担当) あて

TEL : 080-7537-2798 / 080-7537-2719